

スポーツ庁の設置について

スポーツ基本法（平成23年）の制定

2020オリンピック・パラリンピック大会等の日本開催

スポーツを通じた社会発展の理念の実現が必要

- ✓ 全ての国民のスポーツ機会の確保
- ✓ 健康長寿社会の実現
- ✓ スポーツを通じた地域活性化、経済活性化
- ✓ 行政改革の方針を踏まえたスポーツ庁の設置検討

開催国として、政府一丸となった準備が必要

- ✓ 国際公約としてのスポーツによる国際貢献の実施
- ✓ 国民全体へのオリンピズムの普及
- ✓ 開催国としての我が国の競技力の向上
- ✓ 健常者・障害者のスポーツの一体的な推進

スポーツ庁創設

スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指す。（基本法前文より）

健康寿命延伸、医療費抑制

厚労省

- ・健康増進
- ・高齢者、障害者福祉

- ・健康増進に資するスポーツの機会の確保
- ・障害者スポーツの充実

地域社会の活性化

国交省、農水省、環境省

- ・公園整備等
- ・観光振興、地域振興

- ・スポーツを行える多様な場の創出
- ・スポーツを通じた地域おこしへの支援

スポーツ庁

スポーツ行政を総合的に推進

（文科省の旧来からのスポーツ振興）

- ・地域スポーツの推進
- ・学校体育・武道の振興
- ・国際競技力の向上
- ・スポーツ界のガバナンス強化
- ・オリパラムーブメントの推進

- ・Sport for Tomorrowの実施
- ・国際競技連盟（IF）の役員ポスト獲得支援 等

- ・産業界との連携によるスポーツ普及と競技力強化

外務省

- ・スポーツを活用した外交の展開（国際交流、経済協力等）
- ・Sport for Tomorrowの実施 等

国際交流・国際貢献

経産省

- ・スポーツ施設・用品産業

国民経済の発展

スポーツ庁が中核となり、旧来からのスポーツ振興に加えて、他省庁とも連携して多様な施策を展開。